

「美里町ファミリーサポートセンター」で活動してみませんか？

子育ての援助を受けたいかた（利用会員）と行いたいかた（サポート会員）が会員となり、緊急サポートセンターが仲介して、地域での子育てのお手伝いをする会員同士の支えあいの活動です。

20歳以上でお子さんの好きなかたであれば、4日間の講習後、サポート会員として登録できます。ご夫婦での参加も大歓迎です。地域の子どもの育ちを親御さんと一緒に見守る、そんな気持ちでお手伝いください。参加は無料です。皆さまの参加お待ちしております。

【日時】 下表のとおり 【申込方法】 緊急サポートセンター埼玉へ電話
 【場所】 美里町役場 203会議室 【申込期限】 9月21日(木)

日程	講習時間	内容	
9月28日(木)	午前9時30分～午後2時	地域で行う子育て支援 ～みんなでお手伝～	地域で行っている支援の話
	午後2時～4時30分	赤ちゃんのお世話と子育て事情	新生児の保育と昨今の子育て事情
9月29日(金)	午前9時30分～午後4時30分	子どもの体と心の発達・生活・遊び	最近の保育グッズ等保育に必要な話
10月5日(木)	午前9時30分～午後4時30分	小児の病気の特性、観察とケア・感染予防	子どもの病気と感染予防の話
10月6日(金)	午前9時30分～午後4時30分	子どもの事故と安全管理・リスクマネジメント	安全な保育の環境・応急処置等の話

サポート活動について

対象児童年齢は、0歳～小学6年生です。依頼内容によってファミリーサポートか緊急サポートに振り分けられます。

■ファミリーサポート

利用会員とサポート会員が事前に顔合わせをして、一緒に依頼内容を決めてからお預かりを行います。事前に予定が決まっている依頼が中心です。

【保育謝礼金】
 ・午前7時～午後7時 1時間800円
 ・上記以外の時間 1時間900円

■緊急サポート

前日、当日の急な依頼によるお子さんの預かりや送迎、病児病後児の預かりなどを行います。

【保育謝礼金】
 ・午前7時～午後7時 1時間1,000円
 ・上記以外の時間 1時間1,100円
 ※病児・病後児のお預かり
 ・午前7時～午後7時 1時間1,100円
 ・上記以外の時間 1時間1,200円

※いずれも交通費等実費は別途請求。また、万が一に備え、賠償責任・傷害保険に加入しています。

利用会員も随時募集しています

利用会員の登録をすることで、「ちょっと子どもを見てほしい」「保育園・学童のお迎え」「習い事の送迎」「産後のお手伝い」などのサポートを依頼することができます。緊急サポートでは、病児病後児の預かりもしています。また、初めてファミリーサポートをご利用のかたには、お子さん1人につき3時間無料で使えるチケットがあります。詳しくは、ホームページをご確認ください。

※利用するには登録が必要です。登録はホームページからできます。



緊急サポートセンター
埼玉ホームページ

問合せ・講習の申込み

緊急サポートセンター埼玉
☎ 048-297-2903

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに！

「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」の受給には、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出する必要があります。

この届けは、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、福祉課窓口にて現況届の提出をお願いします。なお、提出期限までに「現況届」「所得状況届」の提出がない場合は、資格があっても手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■受付期間（土日・祝日を除く）

- ◎児童扶養手当 8月1日(火)～18日(金)
- ◎特別児童扶養手当 8月14日(月)～9月1日(金)

※手当を受給するには、申請が必要です。また、申請には、戸籍謄本やマイナンバーがわかるものなどが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

■支払月額（8月現在）

- ◎児童1人の場合 最大44,140円（所得に応じて決定されます）
- ◎児童2人の場合 1人の場合の月額に、最大10,420円を加算（所得に応じて決定されます）
- ◎児童3人以上の場合 2人の場合の月額に、1人につき最大6,250円を加算（所得に応じて決定されます）

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父(母)が死亡した子ども
- ③父(母)に一定の障害がある子ども（「父(母)の障害の基準」に該当する子ども）
- ④父(母)の生死が明らかでない子ども
- ⑤父(母)に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父(母)が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨母が出産したときの事情が不明な子ども

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
 - ③定める額以上の所得があるとき

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
 - ③児童福祉施設などに入所しているとき
 - ④定める額以上の所得があるとき

■支払月額（8月現在）

- ◎1級のかた…53,700円
- ◎2級のかた…35,760円

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132